

# 令和5年度氷見市子育て世帯応援給付金のご案内



氷見市では、長期化する物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯の生活を支援するため、0歳から高校生相当までの児童を養育している世帯を対象に児童1人あたり1万円の給付金を支給します。

## はじめに・・・申請は必要ですか？

支給を受けるにあたって、氷見市から児童手当等を受給していない方（高校生等のお子さんだけの世帯や公務員の方等）は**申請が必要**です。

※氷見市から児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給している場合は、原則として申請不要です。

## 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

**市内に住所を有する18歳以下の児童**が対象になります。詳細は以下のとおりです。

- ①平成17年4月2日から令和5年3月31日までに生まれ、**令和5年4月1日時点**において、氷見市に住所がある児童
- ②令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生まれ、**出生時に氷見市に住所がある児童**
- ③平成17年4月2日から令和6年3月31日までに生まれ、**令和5年4月2日から令和6年3月31日**に氷見市に転入した児童

## 2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童を養育する父母等（父母が養育していない場合は実際に養育する人）で、**令和5年4月1日時点（※）で本市に住所を有する方**に支給されます。  
※対象児童が上記1. ②の場合は出生時点、上記1. ③の場合は転入時点

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**1万円**を支給します。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、**8月中旬以降順次支給を開始**します。入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくはお問い合わせください。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

### ①子育て支援課で児童手当等の口座を把握している世帯（申請不要）

- ・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の支給先の口座に令和5年8月中旬頃に振り込みます。
- ・令和5年7月1日以降に出生または転入の届出をし、氷見市から児童手当の支給を受ける方は、令和5年9月下旬以降順次児童手当の口座へ振り込みます。

### ②上記以外の方（申請が必要） ※申請期限：令和6年2月29日（消印有効）

- ・高校生相当年齢の児童のみを養育している方
- ・児童手当の受給者となっている公務員の方

申請書で指定した口座に振り込みます。（子育て支援課で受理した申請書から順に審査を行い、手続きが完了した方から支払を行います。給付金の対象となる方へは振込予定日などを記載した「口座振込通知書」を送付します。）